

平成29年2月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

平成29年2月16日午後2時25分より太子町教育委員会を太子町庁舎地域交流館スペース2に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・委員長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

平成29年度学級編成見込みについて

第6. 議 事

議案第7号 平成28年度太子町一般会計補正予算(第6号)(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取について

議案第8号 平成29年度太子町一般会計予算(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取について

議案第9号 太子町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

議案第11号 太子町立図書館運営規則の一部を改正する規則について

議案第12号 太子町教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について

議案第13号 町立学校教職員の服務に関する規程の一部改正する訓令について

議案第14号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について

議案第15号 区域外就学の協議応諾に関する専決処理について

議案第16号 区域外就学の承諾に関する専決処理について

議案第17号 区域外就学の承諾について

議案第18号 教育委員会表彰の受賞者について

2. 本日の会議に出席した教育委員

委員長 三浦 淳子

委員 福田敏博・福田幸代・圓尾健太郎・寺田寛文

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教育次長 木村 和義

管理課長 首藤 武司

社会教育課長 渡邊 寧

文化会館長 田中 みずほ

管理課主査 大角 かおり

平成29年2月16日 午後2時25分開議

委員長 こんにちは。2月ですが今日は春みたいにぼかぼかした中で幼稚園の生活発表会がありましたが出席された委員の皆様いかがでしたでしょうか。また、昨日は公立高校の推薦入試がありました。新年度に向けての準備が始まったように感じます。

それではただ今より平成29年2月の定例委員会を開催いたします。

まず、前回の定例会の会議録についてご意見ございませんか。承認いただけますか。

各委員 異議なし。

委員長 では、署名を福田幸代委員と寺田委員にお願いします。本日の会議録の署名委員には福田敏博委員と圓尾委員を指名させていただきます。よろしくお願いします。

また、本日の第14号議案から第17号議案につきましては個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。結構です。

委員長 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果および行事予定報告

委員長 それでは行事結果および行事予定について説明をお願いします。

管理課長 それでは行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。

<2・3・4月の行事結果並びに行事予定説明>

委員長 2・3・4月の行事結果と行事予定について説明していただきましたが、これについて何かご意見ご質問等はございませんか。

委員 3月27日の南総合センターの起工式の案内はありますか。

社教課長 はい。後日改めて案内させていただきます。

委員長 2月18日のスポーツ表彰授賞式には少しですが出席させていただきます。他に用事がありますので全部は出ないのですが。卒業式、入学式の予定については先月配られたとおりですので皆様よろしくお願いします。

他に質問がないようでしたら、続いて教育長報告をお願いします。

●教育長報告

教育次長 それでは始めさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。新年度の幼・小・中学校の学級数の予定でございます。まず小学校の29年度見込みですが、全体で児童が2,252人、85クラスでございます。28年度と比較しまして33人減、4クラス減となっております。次に中学校ですが全体で生徒が1,084人、36クラスでございます。28年度と比較しまして75人減、2クラス減となっております。続きまして幼稚園ですが園児が281人、学級数は14でございます。以上です。

委員長 ありがとうございます。新年度の学級編成見込みにつきまして何かご意見ございますか。

委員 斑鳩幼稚園ですが 28 年度は年少が 1 クラスで年長が 2 クラスですよ。

管理課長 そうですね。申し訳ございません。資料が間違っております。

委員 石海幼稚園の年少組は 2 クラスにはならないのですか。

管理課長 はい。あと 2 人は必要です。

委員 クラスが増えるということは先生も増えるのですか。

管理課長 はい。なのでこのままだと石海幼稚園は 1 人減ります。

委員 今日生活発表会では園長先生が走り回っていらっしやいました。先生が減ると発表会とかでは園長先生の仕事が増えるのでしょうか。

委員 やっぱ 1 クラスは 30 人できっちり分けるんですね。

管理課長 国の基準では 1 クラス 35 人ですが、太子町ではそれを緩和して 30 人にしております。それを多いと言うと歯止めが利きませんので 30 人で切らせていただいております。

委員 それでも 30 人は厳しいなと感じますね。

委員長 龍田は 1 人が大きいので、音楽会なんかは 1 人が休んだらその代わりがないので「そのときだけでも来て」ということがあります。

他にご意見よろしいでしょうか。なければ 6 番の議事に移らせていただきます。

●議案

管理課長 <第 7 号議案「平成 28 年度太子町一般会計補正予算(第 6 号)(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取についてについて」朗読>
14 ページをご覧ください。管理課分について説明させていただきます。
<補正予算案について説明>以上でございます。

社教課長 続きまして、社会教育課分について説明させていただきます。
<補正予算案について説明>以上でございます。

委員長 ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

委員 幼稚園パート教諭賃金が減っていますが人が減ったのですか。勤務時間が短くなったのですか。

管理課長 スクールアシスタントもそうなんです、当初は授業のある日全部をフルで勤務いただくように予算計上しています。幼稚園は夏休みも勤務するものとして計上しておりますが、実際は補助で勤務いただくので毎日は勤務しません。また全日勤務するものとして計上しておりますが当然都合で勤務できない日もありますので、毎年決算のときに不要額として残っております。しかし、補正予算の中できちんと減額しておく方がよいだろうということで決算見込額をもとに今年度は減額補正しました。

委員 29 年度はまた満額計上するのですか。

管理課長 例年多額の残が出ておりましたので、29 年度については実績を踏まえて当初予算を若干抑えて計上しております。

委員 パートの保育補助員が休むときは誰か代わりの先生が対応するのですか。

管理課長 代わりではなく園運営の中で対応しています。

委員 分かりました。結構です。

委員 長 他にご意見無いようでしたら、採決に移らせていただきます。議案第7号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。続いて第8号議案をお願いします。

管理課長 <第8号議案「平成29年度太子町一般会計予算（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について」朗読>
18ページをご覧ください。
管理課分について説明させていただきます。
<予算案及び教育委員会施設等整備事業について説明>以上でございます。

社教課長 続きまして、社会教育課分について説明させていただきます。
<予算案及び教育委員会施設等整備事業について説明>以上でございます。

文化会館長 続きまして、文化会館分について説明させていただきます。
<予算案及び教育委員会施設等整備事業について説明>以上でございます。

委員 長 ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

委員 「土曜日学びのつどい事業」とは英語の活動ですか。

社教課長 そうです。英語活動です。

委員 給食センター費の中で、用地の購入費がありますが29年度で購入するということですか。

管理課長 そうです。

委員 もし（決定が）早かったら補正予算で対応していたのですか。

管理課長 そうですね。事務局としては前町長のときに決定していた場所で9月補正で対応しようとしていたのですが、現町長になり見直しをしておりましたが、やはり最初の場所が適当だということで1月中旬にようやく決定いただいたというところです。

委員 その半年間で土地代が上がったりはしていませんよね。

管理課長 大丈夫です。それはしていません。まだ（所有者へ）金額提示するところまで至っていませんでしたので当初予算可決後にその話になる流れですが、金額以外については概ね了解いただいているのでそのように進むと思います。

教育次長 土地鑑定によって用地代を算出しておりますので、よほど社会情勢が変わって地価が高くなったとか安くなったとかがあれば再度見直す必要がありますが、基本的にはそう変わっていないので同額程度になると思います。

委員 長 体育館は補修だけで済むのですか。総合公園の方に建て替えとかの話もあったように思うのですが。

社教課長 まず耐震診断をして、もし耐震強度が足りなければ補強して、トイレ等の改修もして、耐用年数があと20数年あるので使いきろうとしております。

委員 長 もし耐震工事をするとすると、その間は使用禁止になるのですか。

社教課長 当然そうなります。どのくらいの期間になるかは分かりませんが、できるだけ早い段階で利用者の皆さんに提示することを考えております。

委員 長 他にご意見無いようでしたら、採決に移らせていただきます。議案第8号について、原

案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

社教課長 続いて第9号議案をお願いします。

社教課長 議案第9号から第12号につきまして関連しますのでまとめて説明させていただきます。まず73ページをご覧ください。教育委員会の組織図になりますが、新体制としまして文化会館の名称を文化推進課に変えようというものです。それに伴い、文化村を一体として管理運営していく方がいいのではないかとということで、図書館と歴史資料館を社会教育課から文化推進課への再編を考えております。その関係の改正となります。

<第9号議案「太子町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」朗読>

64ページをご覧ください。第4条ですが、お話し会については図書館ではおはなしの時間という扱いですので現状に合わせて改正しております。一番大きい部分が次の第6条の休館日です。現在図書館は火曜日と第1、第3月曜日が休館日ですが、文化村の文化会館と歴史資料館は火曜日だけの休館日ですのでそれに合わせます。また、図書館は祭日が休みですが文化会館と歴史資料館は祭日は開いていてその翌日が休みですのでこれも合わせて、文化村全体で休みは同じにしようとしております。その他文言の整理や他の施設との整合性をとっております。

<第10号議案「太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」朗読>

68ページをご覧ください。先ほど申し上げたように文化会館を文化推進課に改め、事務分掌や出先機関の所管課を整理しております。その結果が73ページの組織図となります。

<第11号議案「太子町立図書館運営規則の一部を改正する規則について」朗読>

76ページをご覧ください。こちらは条例を改正したことによる条ずれに対応した改正です。

<第12号議案「太子町教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について」朗読>

80ページをご覧ください。こちら文化会館を文化推進課に改めたものです。以上です。

委員長 議案第9号から第12号につき何かご意見ございますか。

社教課長 文化村3館の休みがみんな同じになるんですね。

社教課長 今までは日によって開いているところがあったり閉まっているところがあったりしたのですが、これからは開いている日は全部開いている、閉まっている日は全部閉まっているというふうにさせていただこうと思っております。ただ若干、ばく書の日等は職員は勤務しているけど閉まっているという日も発生してくるのですが基本的には先ほど申し上げたとおりです。

委員長 今までよりは開館日が多くなると思うのですが人件費は増えるのですか。

社教課長 人件費は同じです。シフトでの勤務になるので厳しい勤務になる可能性はあります。人

は増えません。

委員 長
社教課長

開館時間は延びますよね。そうすると人件費はかかるのではないのですか。

図書館は開いているけども職員の一部は休むということになります。これまでなら全員出勤していた日に1人2人ずつローテーションで休むということになります。

教育次長

正職員が3人しかおりませんので、月曜日を開館することによって火曜日以外のもう1日をいつ休むのかという課題があることは承知しております。ただ、現在体育館も3人で運営しております。図書館については囑託、アルバイトが6名おりますのでなんとか29年度は工夫して欲しいとお願いしております。総務課へ職員増員の相談もしましたがすぐには難しく、それに加え現図書館長が平成29年度末に定年退職しますので退職補充で新しく職員を採用することになります。

委員 長
委員
社教課長

分かりました。火曜日休みというのはなんでやるね。

月曜日休みというのはよくあるように思うけど。

私も分かりません。

委員 長
教育次長

では文化村は火曜日お休みで、町民体育館は月曜日お休みということで。

もう一つ課題がありまして地区公民館は月曜日が休館日なので、当面はこのまま運用しますが、不便があるようであれば今後改正が必要になるかもしれません。今回は見送りしております。

教育 長
委員 長

迷ってしまうね。

そうですね。統一してもらったほうが使いやすくなるかもしれないですね。また検討お願いします。他にご意見ありますか。無いようでしたら、採決に移らせていただきます。議案第9号から第12号につきまして、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各 委員
委員 長

異議なし。

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて第13号議案をお願いします。

管理課長

<第13号議案「町立学校教職員の服務に関する規程の一部改正する訓令について」朗読>

84 ページをご覧ください。現在学校現場では、国も県も業務改善に取り組んでおります。業務を適正化して子どもに対してゆとりある接し方ができるよう模索しております。その中で学校事務部会を立ち上げて、学校事務の先生方と教育委員会で話し合ったところ、この服務に関する規程が現状にそぐわない部分が出てきましたので改正しようという運びになりました。まず第3条ですが、学校教職員については兵庫県教育委員会による任用ですので太子町の条例ではなく県教育委員会の定める方法での宣誓を行うように文言を修正しました。実際の扱いもそのようになっております。第4条の職員証は現在ございませんので削除します。第6条は休暇及び欠勤について校長の書類提出先の明記、途絶の文字の修正、また第1項で病気休暇、特別休暇についても包含されておりますので再度規程する必要はないだろうということで第6条第3項の病気休暇と第7条の出産に伴う特別休暇を削除しております。第9条は今現在、宿日直業務をしておりませんので省かせていただきます。第10条は業務改善の大きな部分になるのですが、出張

の復命を校長判断で口頭復命を可能にしました。今後、この形の復命が増えることと思われる。第 12 条の職務専念義務の免除申請ですが一般の職員については教育長ではなく校長、校長にあっては教育長とさせていただいております。第 14 条第 3 項の着任届は必要ないと判断で削除させていただいております。第 15 条の履歴書等ですが、現在の履歴書は電子化してパソコン内での管理をしておりますので書面で校長に提出する必要はなくなったので省かせていただいております。履歴事項に変更がある場合は履歴事項変更届を提出することとしております。第 16 条の住所届も前条の履歴事項変更届に含まれますので削除します。その他軽微な文言修正をし、旧 24 条立てを 20 条立てに整理させていただいております。以上です。

- 委員長 何かご意見ございますか。
- 教育長 昭和 59 年から改定してなかったんやね。
- 管理課長 そうですね。基本は変わっていませんでした。
- 委員 第 6 条第 3 項で診断書の提出の記載がありますが提出しなくてもいいのですか。
- 管理課長 第 6 条第 1 項で病気休暇については校長に承認を受けなければいけないとあり、その承認を受けるためには診断書等も添付しなければいけないことになっております。
- 委員 第 6 条第 2 項まではそのまま残るといことですよ。
- 管理課長 第 6 条は第 3 項のみと第 7 条を削除します。
- 委員 7 日以上という文言も消える訳ですね。代わりにどこかに書いてあるのですか。
- 管理課長 病気休暇については診断書があれば 7 日以上に関わらず特別休暇になります。たとえばインフルエンザとかの感染症ですね。
- 大角主査 年次休暇に関しては職員の権利なので使用者は干渉してはいけないという判例があるので労働者が自由に使えるものです。7 日以上かどうかに関わらず、使用目的により承認するかどうか判断をしてはいけないもので、業務に支障がない場合は理由によらず取得させるものということです。
- 委員 遅刻しそうなときとかはあらかじめ承認を受けることって難しいですよ。
- 管理課長 それが第 6 条第 2 項ですね。あらかじめ承認を受けることができないときは、すみやかにその旨を連絡し、事後に承認を受けることができます。介護休暇についても近年新しくできたもので、本人の届出だけでは当然承認されません。
- 委員 介護される側の証明とかってことですね。
- 管理課長 そうです。そういうものは別で定めておりますのでここで病休と産休だけの特記する必要はないということです。
- 委員 そうですね。でないと全部をここに書くことになってしまいますよね。
- 委員長 他にご意見、ご質問ありますか。無いようでしたら、採決に移らせていただきます。議案第 13 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。
- 各委員 異議なし。
- 委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。続いて第 14 号議案をお願いします。
- 管理課長 <第 14 号議案「区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について」朗読>

管理課長 <第 15 号議案「区域外就学の協議応諾に関する専決処理について」朗読>

管理課長 <第 16 号議案「区域外就学の承諾に関する専決処理について」朗読>

管理課長 <第 17 号議案「区域外就学の承諾について」朗読>

以上 4 議案については個人情報保護のため非公開

管理課長 <第 18 号議案「教育委員会表彰の受賞者について」朗読>

134 ページをご覧ください。教育委員会表彰内規により 10 年以上町内の学校に勤務された方が対象となります。今年度 3 名の退職者がいらっしゃいますが、その中で該当されるのが太田小学校の福本善子先生でございます。この方について表彰を行いたいと考えております。以上です。

委員 長 1 名だけなんですね。

管理課長 その他の方は年数が足りないの。

委員 長 ご質問、ご意見ありますか。なければ承認でよろしいですか。

各 委 員 結構です。

委員 長 では該当の 1 名の方を表彰させていただきます。

●その他

委員 長 本日の議事は全て終了しましたが、その他事務局より連絡ありますか。

社教課長 では南総合センターについて簡単に説明させていただきます。1 月 19 日に入札がありまして、1 月 30 日の臨時議会で議決いただき契約が成立しました。来週火曜日に工事の地元説明会を予定しており、その後工事に入ります。まず取り壊し工事をして、行事予定にもありましたとおり 3 月 27 日に起工式をするところまでを計画しております。今のところ 11 月末の引渡しを予定しております。

委員 長 わかりました。他にはございませんか。ないようでしたら次回は 3 月 23 日（木）午後 2 時 00 分に開会いたします。それでは 2 月の定例会はこれで終了させていただきます。ご苦労様でした。

平成 29 年 2 月 16 日 午後 4 時 18 分閉議